Amundi
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2018年1月25日

アムンディ・メキシコ債券ファンド

追加型投信／海外／債券

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・メキシコ債券ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2017年7月25日に関東財務局長に提出しており、2017年7月26日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産（投資信託証券（債券一般））	年12回（毎月）	中南米	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

■ **委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］**
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号

設　立　年　月　日：1971年11月22日
資　　本　　金：12億円（2017年9月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
2兆3,903億円（2017年10月末現在）

■ **受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行う者］**
株式会社りそな銀行
（再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

■ **<ファンドに関する照会先>**

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン　0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス　：　http://www.amundi.co.jp

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 **マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてメキシコの債券に投資します。このほか、メキシコの債券に直接投資することがあります。**
・原則として、メキシコ国債を実質的な主要投資対象とします。

2 **実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**

3 **原則として、毎月25日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。**
・運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

マザーファンドの運用プロセス

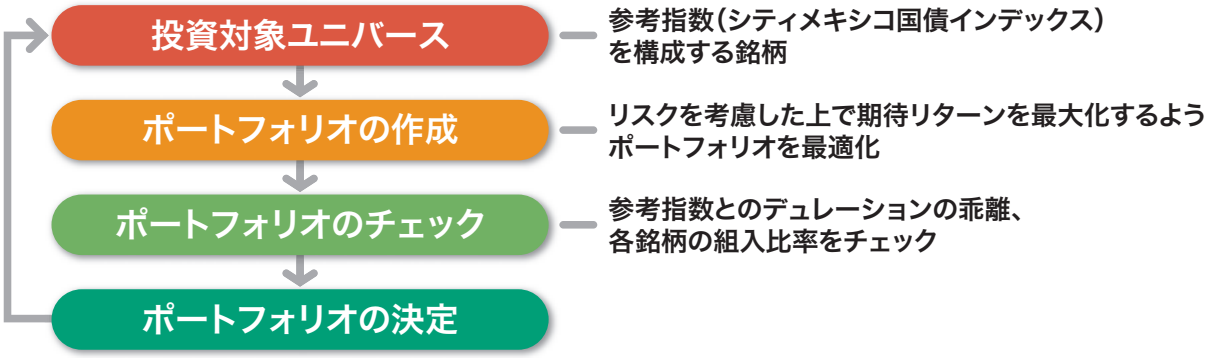

＊シティメキシコ国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。
＊マザーファンドの運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式※で運用を行います。

〈イメージ図〉

※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

●分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

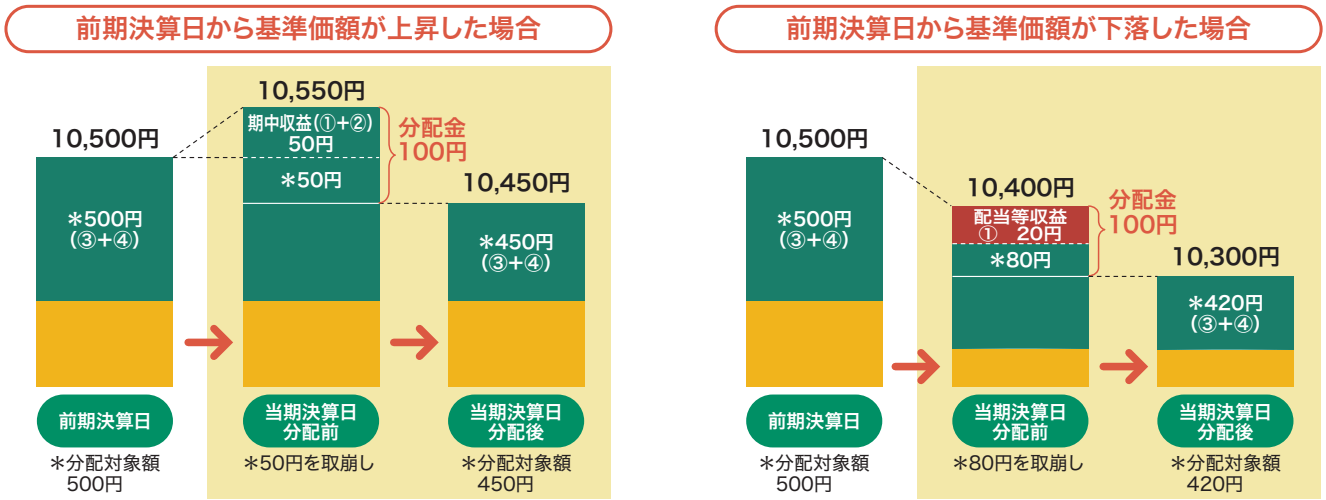

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

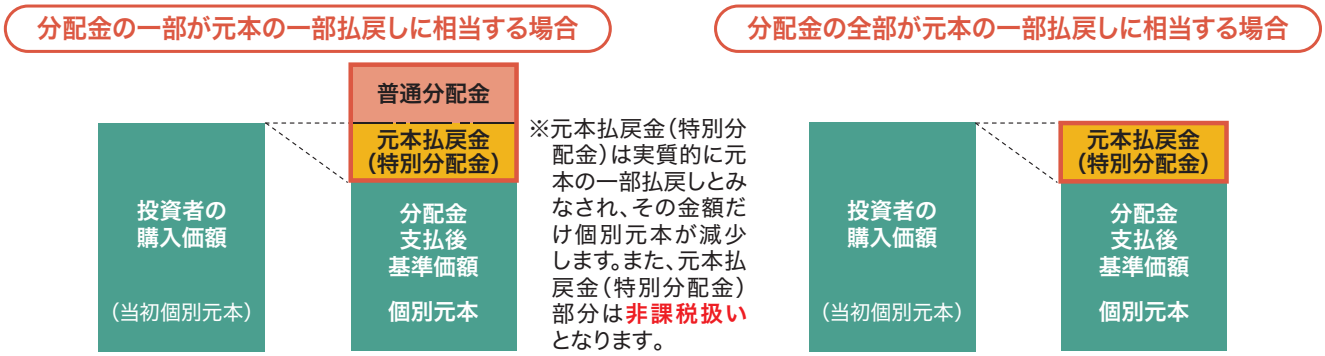

普通分配金 ： 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金） ： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

メキシコについて

北米大陸の南部に位置し、NAFTA（北米自由貿易協定）、OECD（経済協力開発機構）に加盟。
カリブ海沿岸を中心に油田を多く持つほか、観光業、自動車産業なども盛ん。

（2017年6月13日現在）

国名	：	メキシコ合衆国
首都	：	メキシコシティ
言語	：	スペイン語
通貨	：	ペソ
人口	：	約1億2,352万人※1
政治体制	：	立憲民主制による連邦共和国
実質GDP成長率	：	約2.15%※1
格付	：	A※2

出所：外務省、国際通貨基金（以下、IMF）「世界経済見通し2017年10月版」、ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※1　2017年（IMF予想）　※2　S&P 自国通貨建て長期債格付。2017年10月末現在。

2014年以降の経済成長率は、2%前後の水準を維持しています。

メキシコの実質GDP成長率推移

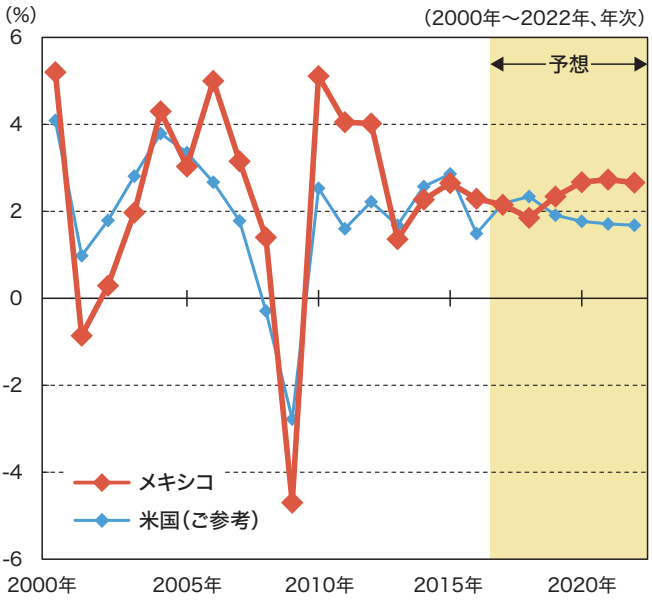

＊ 2017 年以降は予想。

出所：IMF「世界経済見通し 2017 年 10 月版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

メキシコペソ、米ドルの対円為替レート推移

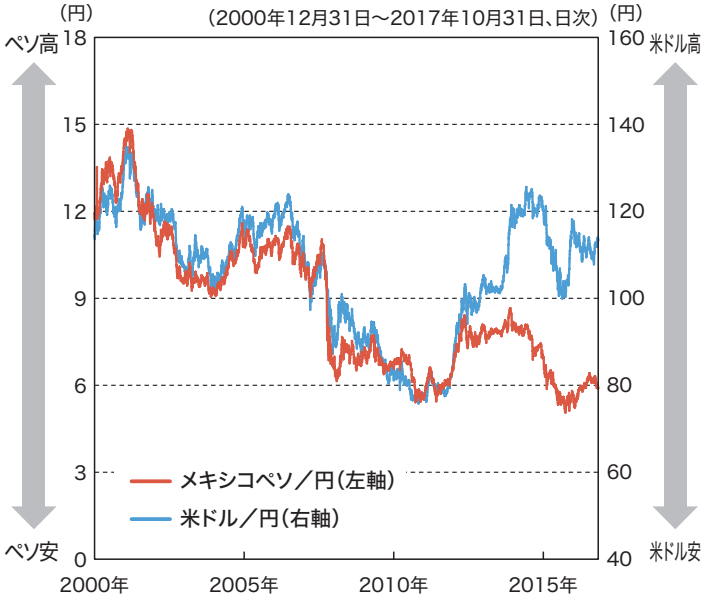

出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

◆上記は過去のデータであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
◆一般的に、新興国の債券は高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。
◆新興国の経済状況は、先進国に比べてぜい弱である可能性があるため、経済状況の悪化や政治・社会不安などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

追加的記載事項

メキシコ債券の魅力

メキシコ国債は、米国やカナダなど先進国の国債と比較して好水準の利回りを有しています。またエマージング（新興国）国債と比べても同等以上の利回りが期待できます。

国債利回り比較

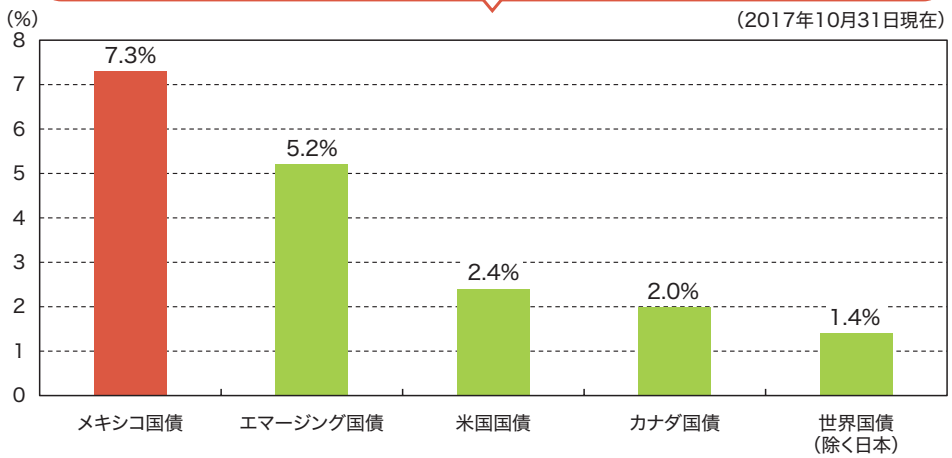

*各国国債は 10 年債、エマージング国債は JP モルガン EMBI グローバル・ディバーシファイド・インデックス、世界国債（除く日本）はシティ世界国債インデックス（除く日本）を使用。

出所：ブルームバーグ等のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

2008年のリーマン・ショック、2011年後半より深刻化した欧州債務問題時にも健全かつ安定した国の財政状況に支えられ、メキシコ国債は相対的に安定して推移しており、概ね他の資産を上回るパフォーマンスとなっています。

各資産のパフォーマンス推移

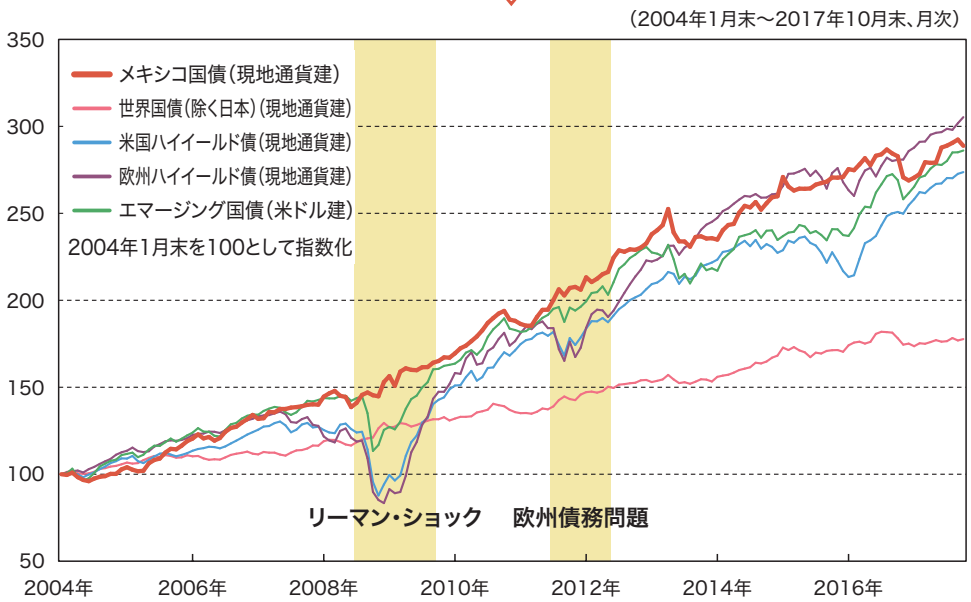

*メキシコ国債：シティメキシコ国債インデックス、世界国債（除く日本）：シティ世界国債インデックス（除く日本）、米国ハイイールド債：BofAML・US ハイ・イールド・マスターII・コンストレイント・インデックス、欧州ハイイールド債：BofAML・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレイント・インデックス、エマージング国債：JP モルガン EMBI グローバル・ディバーシファイド・インデックスを使用。いずれもトータルリターン。
*外貨建資産には為替変動リスク等があります。

出所：ブルームバーグ等のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

■各シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLC が開発した債券インデックスです。
■BofAMLの各インデックスは、メリルリンチ・ピアース・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッドが発表しており、著作権はメリルリンチ・ピアース・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッドに帰属しております。
■JPモルガンの指数は、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

◆上記は過去のデータであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
◆一般的に、新興国の債券は高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。
◆新興国の経済状況は、先進国に比べてぜい弱である可能性があるため、経済状況の悪化や政治・社会不安などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 金利変動リスク

ファンドは主として債券を実質投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況、経営状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。一般的に、金利が上昇した場合には債券価格は下落します。ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 信用リスク

・ファンドが実質的に投資する債券の発行体等が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
・特に、新興国の債券は発行体の格付が低い場合があるため、高格付の債券と比較して一般的に信用度が低く、発行体の信用状況等の変化により短期間に価格が大きく変動する可能性やデフォルトの可能性が高いと考えられます。

③ 流動性リスク

市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際には、市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。この場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。一般的に、新興国の債券は高格付の債券と比較して市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

④ 為替変動リスク

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤ カントリーリスク

・投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
・一般的に、新興国の経済状況は、先進国に比べてぜい弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなる可能性があります。さらに政府当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。この場合は、投資する資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

1．ファンドの繰上償還
ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2．ファミリーファンド方式の留意点
ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

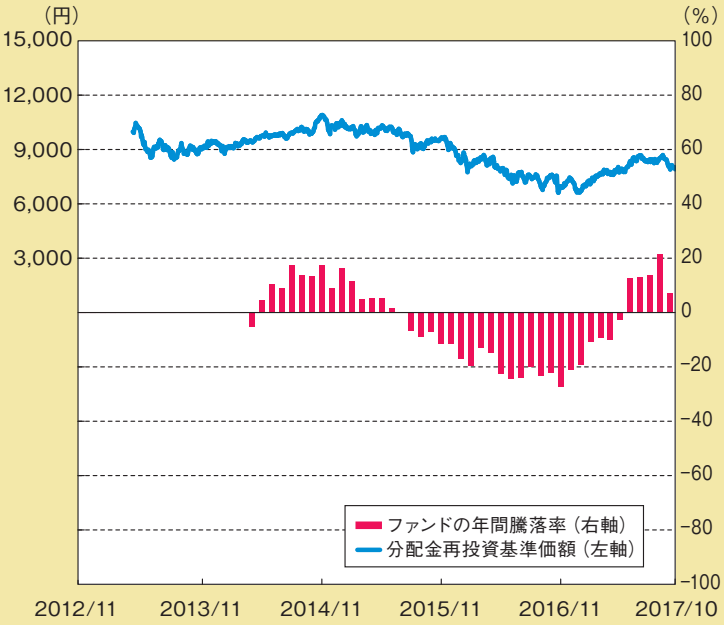

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（ファンド：2014年 4 月～ 2017年10月
各資産クラス：2012年11月～ 2017年10月）

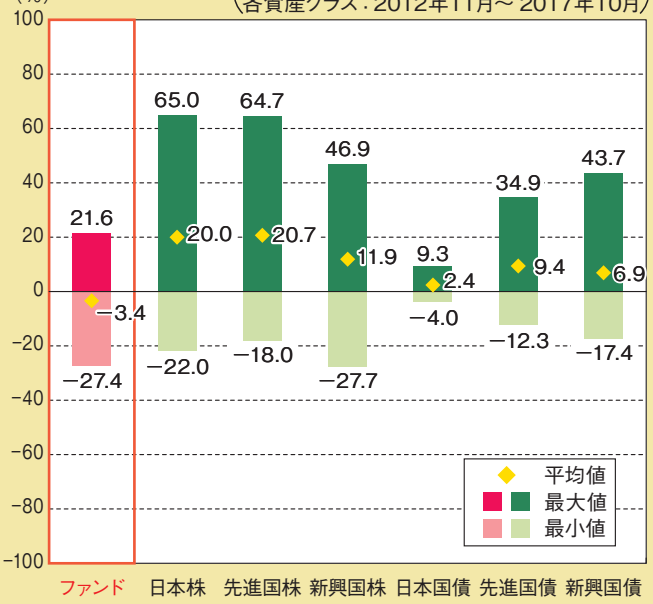

＊①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

＊②のグラフは、ファンドについては2014年4月から2017年10月までの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2012年11月から2017年10月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

＊②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株　東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株　MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債　NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債　シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

運用実績

2017年10月末日現在

基準価額・純資産の推移

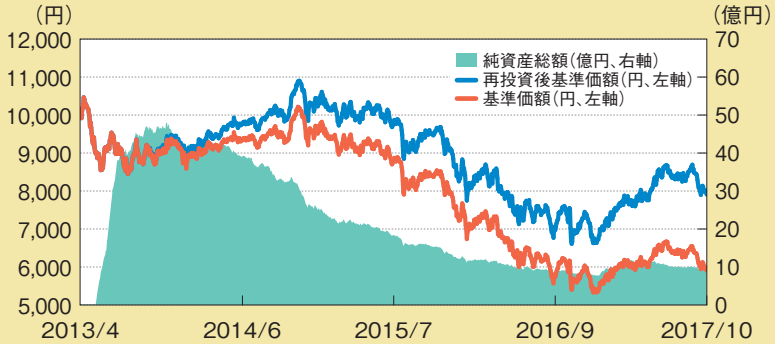

＊再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	5,908円	純資産総額	9.2億円

分配の推移

決算日	分配金
50期（2017年 6月26日）	45円
51期（2017年 7月25日）	45円
52期（2017年 8月25日）	45円
53期（2017年 9月25日）	45円
54期（2017年10月25日）	45円
直近1年間累計	540円
設定来累計	2,205円

＊分配金は1万口当たり・税引前です。
＊直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位5銘柄とファンドの概要はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

◆資産配分

資産	比率(%)
債券	95.11
現金等	4.89
合計	100.00

＊比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
＊現金等には未払諸費用等を含みます。
＊四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆組入上位5銘柄（アムンディ・メキシコ債券マザーファンド）

	銘柄	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	メキシコ国債	6.500	2021年 6月10日	13.86
2	メキシコ国債	7.500	2027年 6月 3日	13.60
3	メキシコ国債	10.000	2024年12月 5日	13.45
4	メキシコ国債	8.500	2029年 5月31日	13.29
5	メキシコ国債	5.750	2026年 3月 5日	13.17

＊比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

◆ファンドの概要（アムンディ・メキシコ債券マザーファンド）

平均最終利回り(%)	7.14
平均直接利回り(%)	7.33
平均格付	A
修正デュレーション(年)	5.31
銘柄数	8

＊平均格付とは、基準日時点でマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

年間収益率の推移

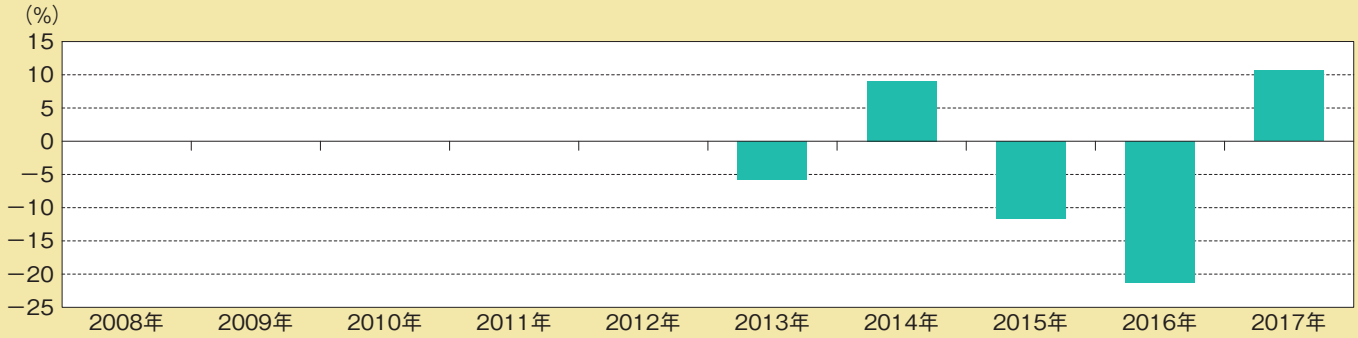

＊年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊2013年は設定日（4月30日）から年末まで、2017年は年初から10月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	メキシコ証券取引所の休業日、メキシコの銀行の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2017年7月26日から2018年4月23日までとします。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	2013年4月30日（設定日）から2018年4月25日までとします。
繰上償還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったときまたは信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	5,000億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
3.24%(税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額

ありません。

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用(信託報酬)

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し**年率1.4148%(税抜1.31%)**を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

[信託報酬の配分]　(年率)

支払先	料率 純資産総額 100億円以下	100億円超500億円以下	500億円超1,000億円以下	1,000億円超	役務の内容
委託会社	0.67%(税抜)	0.62%(税抜)	0.57%(税抜)	0.52%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.60%(税抜)	0.65%(税抜)	0.70%(税抜)	0.75%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.04%(税抜)				ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

[支払方法]
毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。
・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)
・投資信託財産に関する租税 等
※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税　金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
◆法人の場合は上記とは異なります。
◆上記は2017年6月末現在の内容に基づいて記載しています。
◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

（当ページは目論見書の内容ではございません）

Amundi
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント